

警察署の塀の上によじ上った行為につき建造物侵入罪の成立が認められた事案

平成 21 年 7 月 13 日第一小法廷決定¹

I. 事実の概要

被告人は、交通違反等の取り締まりに当たる捜査車両、いわゆる覆面パトカーの車種やナンバーを把握するため、大阪府八尾市所在の大阪府八尾警察署東側塀(以下「本件塀」という。)の上によじ上り、塀の上部に立って、同警察署の中庭を見ていたところ、これを現認した警察官に現行犯逮捕された。

同警察署への出入り口は複数あるが、南側の庁舎正面入り口以外は施錠などにより外部からの立入りが制限されており、正面入り口にも制限が設けられ、庁舎建物から中庭への出入りを制限する掲示がある。本件塀は、本件庁舎建物及び中庭への外部からの交通を制限し、みだりに立入りすることを禁止するために設置されており、塀の外部から内部をのぞき見ることも出来ない構造となっていた。

II. 判決の要旨

本件塀は、本件庁舎建物とその敷地を他から明確に画するとともに、外部からの干渉を排除する作用を果たしており、正に本件庁舎建物の利用のために供されている工作部であって、刑法 130 条にいう「建造物」の一部を構成するものとして、建造物侵入罪の客体に当たると解するのが相当であり、外部から見ることでできない敷地に駐車された捜査車両を確認する目的で本件塀の上部へ上った行為について、建造物侵入罪の成立を認めた現判断は正当である。

III. 判例の評釈

本件においては、被告人は一貫して本件庁舎の敷地内に侵入する意思はなく、あくまでも塀の上部に立つという意思しか持たないと主張していたため、本件塀によじ上る行為に建造物侵入罪の実行行為が認められるかが争点となっていた。一審においては、本件塀は建造物侵入罪の客体とされる「囲繞地」に当たらず、建物の周囲に設置された塀は刑法 130 条前段に言う「建造物」に含まれない旨判事して、建造物侵入罪の成立を否定した。一方、原審においては、本件塀につき、建造物性は否定したものの、本件塀の設置状況等をふまえ、本件塀の上によじ上る行為は本件囲繞地への侵入行為と評価し、建造物侵入罪の成立を肯定した。

最高裁決定においては、本件塀の囲繞地性については言及せず、本件塀が建造物の一部であるという判断をしている。これは、囲繞地が刑法の明文で規定された概念ではなく、本件が塀の上部という土地上の工作物の部分に立ち上った事例であることから、事案に即して建造物侵入罪の成立を認めた判例であって、建造物侵入罪によって保護される領域の限界が争われた事案に関する判断例として重要な意義がある。

以上

¹ 刑集 63 卷 6 号 590 頁。